

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備 及び経過措置に関する政令案に関する意見募集について

令和 7 年 8 月 15 日
内閣府男女共同参画局総務課
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1 意見の対象

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案

2 意見募集期間

令和 7 年 8 月 15 日（金）から令和 7 年 9 月 15 日（月）まで **必着**

3 資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（２）窓口での配布

内閣府男女共同参画局総務課

（東京都千代田区永田町 1－6－1 中央合同庁舎第 8 号館 7 階）

4 意見の提出先・提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

（１）インターネット上の意見募集フォームの場合（締切日までに必着）

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0481.html>

※文字化けを防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

（２）郵送の場合（締切日当日消印有効）

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1－6－1 中央合同庁舎第 8 号館

内閣府男女共同参画局総務課 宛て

※郵送の場合、封筒表面に「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案への意見」と朱書きしてください。

5. 注意事項

〈意見の提出方法について〉

○提出いただく御意見は、日本語に限ります。

○電子メール又は郵送で御意見を提出する場合は、以下のとおり記載をお願いいたします。

（様式任意）

- ・タイトル：「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案への意見」
- ・氏名（法人の場合は、法人名及び連絡担当者名）
- ・住所（任意）
- ・電話番号（任意）
- ・電子メールアドレス（必須）
- ・意見（理由も含め1,000文字以内）

〈電子メールでの提出について〉

○「4 意見の提出先・提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

電子メールアドレス：g.danjo-kikou※cao.go.jp。

※スパムメール防止のため、「@」を「※」としております。送信の際には恐れ入りますが、「※」を「@」（半角）に変換し、お送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

〈意見の取扱いについて〉

○御意見に対し、個別の回答は行いません。

○御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○個人情報については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用しません。

本件連絡先 内閣府男女共同参画局総務課 TEL:03-6257-1344
--